

Luke T. Lee, "International Status of Abortion Legalization"

Law and Population Monograph series No. 16, 1973

The Fletcher School of Law and Diplomacy, i+27pp.

この論文は、もともと H. J. Osofsky (ed.) "The Abortion Experience" Harper and Row, Publishers, Inc. 1973 の第16章であるが、内容の今日性を買われハーバードおよびタフツ大学の協力のもとに標記フレッチャー法科大学より抜粋刊行されたものである。

内容は、第1部、墮胎合法化へと働きかける圧力、第2部、司法的・立法的対応、第3部、結論からなるが、その重点は第1部にある。

第1部では、違法（ヤミ）墮胎によって多くの母体の破壊がなされていることを事実をあげて指摘する。ついで、墮胎を合法化することによって、違法墮胎の件数が大幅に減少し、時を同じくして合法墮胎の件数が増加するが出生件数は減少するという事実を、東ヨーロッパと日本の事例をもって述べる。また、墮胎を合法化することによって、墮胎を適切な医学的管理の下におき、母親の死亡率を減少させ母親の健康状態をも改善できること、また、これは同時に乳幼児の死亡率をも改善していることをアメリカ、中南米の事実で説明する。さらに、アメリカにおける性に関するインタビュー調査を引用しながら、好むと好まざるを別にして、現代の未婚の若者の性体験の実態からいっても墮胎を禁圧することの無理を指摘する。

つぎに、出生力調節の手段を避妊だけに頼ることは妥当ではないとして、現在の避妊方法の不完全性と、避妊方法によっては母体に炎症や副作用を伴うなどの併害をあげる。さらに、墮胎を拒絶されたため、望まざる出生を行った母親と子供における、精神的・心理的悪影響が親子関係の悪化・家庭の破壊をもたらし、あるいは、望まざる出生が家庭の経済的窮迫の原因となっているという。

第2部では、これらの実情をふまえて、日本・アメリカ・インド・ソヴィエトなどさまざまの国で、墮胎の全面的禁止から何らかの程度実質的な自由化が行なわれていることを述べる。すなわち、司法的・立法的対応として、法解釈を変え、あるいは、法改正をするなどの形で、次第に墮胎正当化事由を広く認める状況にあるという。そして、今や一部の国では、違法・合法の段階を越えて、家族計画運動の中で墮胎が適切に位置づけられているとして中国の例などをもって説明する。

まず、この論文は、「人口増加とアメリカの将来」に関する大統領諮問委員会の報告が行なわれ（1972年3月）、しかも、テキサス州の墮胎禁止法に対する1973年1月22日の合衆国連邦最高裁判所の違憲判決が出た時点に書かれたという意味で、きわめて時機に適したものであったといえる。また、この論文の論旨は、具体的事例をもって論拠としており説得力をもっている。

ただ、この論文の論拠としてあげられる個々の事例について、その事例の背後にある各国社会の経済的・社会的さらには文化的背景への検討が行なわれたならば、より意義の高いものであったと思われる。このことは、例えば、アメリカとインドとで同じように墮胎自由化が行なわれても、アメリカでは性行動の自由化という価値観の変動が大きな圧力となっているのに対し、インドでは人口政策としての側面が強いといったこと。また、日本とインドをくらべても、民衆の側の子供をふやさないというモチベーションの有無が決定的に異なる状況を現出していることなどについて、その社会の背景へのもう少し突っこんだ議論が欲しいところである。さらに、墮胎が、胎児という1個の生命ないし生命の可能性の抹殺の上に成立している限り、どの範囲まで墮胎を認めるかは、その社会の価値観なり宗教観・道徳観と切り離して理解できることでもない筈である。最近の西ドイツにおける刑法改正による墮胎の自由化と、それに対する連邦憲法裁判所の違憲判断（1975年2月25日）は、この価値観の社会における変化の微妙さを示すものであろうと考える。

さいごに、この論文の注に引用された論文資料は、墮胎自由化に関して網羅的であり、文献目録としても便利である。今後、墮胎自由化に反対する側からも、これに反論すべき実証的論拠を明らかにすることが望まれる。

(渡邊 吉稔)